

「エクスプレス予約コーポレートサービス」の一部サービス変更に伴う会員規約・特約改定について

「エクスプレス予約コーポレートサービス」は、2021年3月6日(土)より、「複数人でご乗車の際のチケットレス乗車サービス」や、会員ご本人様は、「EX-ICカード」に加え、お持ちの「交通系ICカード」でもチケットレスでご乗車いただけるサービスを開始します。サービス詳細は、以下のHPでご確認ください。

エクスプレス予約ホームページ https://expy.jp/lp/new_service_2021/

上記のサービス変更に伴い、以下の会員規約等を改定いたしますのでお知らせいたします。

■改定となる会員規約と主な改定内容

◆エクスプレス・カード(E予約専用)会員規約(⇒2ページ)

- ・第4条:「契約事務責任者」の運用変更に伴う改定 (「第三者」に限定した契約事務責任者運用の解除)

◆エクスプレス予約コーポレートサービス(E予約専用)規約(⇒3ページ)

- ・第2条:会員登録の入力項目変更に伴う改定 (「会員ID番号」の入力が必要)
- ・第10条:指定席券売機による「きっぷ」受取期間の変更に伴う改定 (乗車日7日前～乗車日当日まで)

◆約定支払日の取扱いに関する特約(対象法人のみ)(⇒4ページ)

- ・第4条:サービスの利用日基準の追加 (「交通系ICカード」で入場した時点の追加)

◆JR東海EX-ICサービス規約(E予約専用)(⇒5ページ)

- ・第18条～第20条:複数人でご乗車の際のチケットレス乗車サービスおよび交通系ICカードによる乗車サービス開始に伴う改定
(会員ご本人様以外がチケットレス乗車する場合の規定追加)

- ・改定内容の全文は6ページ以降でご確認ください。

■改定日

2021年3月6日(土)

エクスプレス・カード(E予約専用)会員規約 主な改定箇所

現行	改正
<p>第4条(管理責任者)</p> <p>3. 第1項にかかわらず、法人会員等は、管理責任者を法人会員等自身から選定した上で、法人会員等がJCBに対する債務の支払いに関する業務や管理責任者業務等を委託することについて両社の承認を得た第三者(以下、「業務受託者」という。)から管理責任者の指揮監督のもとで管理責任者同等の任にあたる担当者(以下、「契約事務責任者」という。)を選定することができるものとします。この場合、法人会員等は、両社が定める申込書に契約事務責任者が業務する主たる勤務地その他両社所定の必要事項を記載し、両社が求める書類等と合わせて両社に届け出るものとします。なお、本規約(第1項、第2項、本項および本条第5項を除く。)ならびにその付則および特約等においては、特に定めのない限り、契約事務責任者は管理責任者に含まれ、かつ、「管理責任者取扱箇所」「管理責任者取扱登録電話番号」には契約事務責任者にかかるものを含むものとします。</p>	<p>第4条(管理責任者)</p> <p>3. 本条第1項にかかわらず、法人会員等は、管理責任者を法人会員等自身から選定した上で、法人会員等がJCBに対する債務の支払いに関する業務や管理責任者業務等を委託することについて両社の承認を得た者(以下、「業務受託者」という。)から管理責任者の指揮監督のもとで管理責任者同等の任にあたる担当者(以下、「契約事務責任者」という。)を選定することができるものとします。この場合、法人会員等は、両社が定める申込書に契約事務責任者が業務する主たる勤務地その他両社所定の必要事項を記載し、両社が求める書類等と合わせて両社に届け出るものとします。なお、本規約(本条第1項、第2項、本項および第5項を除く。)ならびにその付則および特約等においては、特に定めのない限り、契約事務責任者は管理責任者に含まれ、かつ、「管理責任者取扱箇所」「管理責任者取扱登録電話番号」には契約事務責任者にかかるものを含むものとします。</p>

◆改定のポイント

- ・「契約事務責任者」を法人の第三者に限定しない運用といたします。

エクスプレス予約コーポレートサービス(E予約専用)規約 主な改定箇所

現行	改正
<p>第2条(本サービスの利用および利用資格)</p> <p>1. <u>本サービスの利用開始前に</u>、カード会員規約で定める管理責任者および実務担当者(以下、総称して「管理責任者等」という。)は、カード会員規約で定める基本カード番号<u>もしくは部署カード番号毎に</u>、管理責任者等に通知する際に利用する電子メールアドレスおよび連絡先電話番号の入力<u>等の当社が定める登録手続</u>を正確に行うものとする。</p> <p>第10条(受取)</p> <p>3. 第1項の乗車券類の受取期間および第2項の受取コードの有効期間は、当社が別に定めるところによるものとする。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができない。</p>	<p>第2条(本サービスの利用および利用資格)</p> <p>1. カード会員規約で定める管理責任者および実務担当者(以下、総称して「管理責任者等」という。)は、<u>本サービスの利用開始前に、本サービスの申込サイト上で</u>カード会員規約で定める基本カード番号を識別するために基本カード番号ごとに付与した<u>会員ID番号(以下「会員ID」という。)</u>や、管理責任者等に通知する際に利用する電子メールアドレスおよび連絡先電話番号等を入力することにより、<u>本サービスの登録手続を行うものとします。管理責任者等は、登録手続において、当社が要求する情報を正確に登録するものとします。</u></p> <p>第10条(受取)</p> <p>3. <u>本条第1項の乗車券類の受取期間は、乗車日当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間、前項の受取コードの有効期間および第9条に定める事前申込による受取期間は、当社が別に定めるところによるものとします。</u>なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができないものとします。</p>

◆改定のポイント

- ・会員登録の際、「会員ID番号」の入力や、指定席券売機によるきっぷ受取期間について制限があることを明文化します。

※指定席券売機によるきっぷ受取期間は、乗車日の1週間前から乗車日当日までに変更になりますので、ご注意ください。

(係員のいる窓口では、これまで通り、予約完了後からお受け取りいただけます。)

約定支払日の取扱いに関する特約（対象法人のみ） 主な改定箇所

現行	改正
<p>第4条(カード番号利用日) 本特約が適用される法人会員については、以下の時点の属する日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなされます。</p> <p>(1)カード使用者がIC規約(E予約専用)で定めるEX-ICサービス(以下「EX-ICサービス」という。)を利用する場合、カード使用者がEX-ICカードもしくはEX-IC携帯電話機により駅に入場した時点。</p> <p>(2)カード使用者がEX-ICサービス以外のエクスプレス予約コーポレートサービスを利用する場合、及びEX-ICサービスを利用する場合であってEX-ICカード等によりIC自動改札機を通過して入場することができないため別に定める証票を受け取るときは、カード使用者が乗車券類等を受け取った時点。</p>	<p>第4条(カード番号利用日) 本特約が適用される法人会員については、以下の時点の属する日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなされます。</p> <p>(1)カード使用者がIC規約(E予約専用)で定めるEX-ICサービス(以下「EX-ICサービス」という。)を利用する場合、カード使用者がIC規約(E予約専用)で定めるICカード(以下「ICカード」という。)により駅に入場した時点</p> <p>(2)カード使用者がEX-ICサービス以外のエクスプレス予約コーポレートサービスを利用する場合、及びEX-ICサービスを利用する場合であってICカードによりIC自動改札機を通過して入場することができないため別に定める証票を受け取るときは、カード使用者が乗車券類等を受け取った時点</p>

◆改定のポイント

- ・「エクスプレス予約コーポレートサービス」の「利用日」について、これまで「EX-ICカード」または「EX-IC携帯電話機(モバイルSuica)」により改札入場した時点としていましたが、サービス変更後は、「EX-ICカード」または「交通系ICカード」(総称して「ICカード」と定義)により改札入場した時点といたします。

JR東海EX-ICサービス規約(E予約専用) 主な改定箇所

現行	改正
<p>第20条 (EX-IC携帯電話機)</p> <p>1..EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車する<u>場合に携帯電話機</u>を使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望する<u>カード使用者は、当該入出場に使用する携帯電話機(ただし、東日本旅客鉄道株式会社(以下、「JR東日本」といいます。))が提供する「モバイルSuica」サービスに登録されたものに限ります。)</u>について、<u>当社が別に定めるEX-IC携帯電話機登録</u>手続をするものとします。</p> <p>2.<u>当社は、前項の登録手続をした携帯電話機のうち、当社が別に定める基準を満たす携帯電話機について、EX-IC携帯電話機として登録します。</u></p> <p>3.カード使用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、<u>EX-IC携帯電話機</u>で当社が別に定める駅において入出場するときは、常に<u>EX-IC携帯電話機及びEX-ICカード</u>を携帯し、当社、<u>当社指定路線を運営する他社の係員より呈示を求められたときは、速やかにこれらを呈示しなければなりません。</u>この呈示がない場合、カード使用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線へ乗車することができません。</p>	<p>第18条 (交通系ICカード)</p> <p>1. <u>カード使用者またはカード使用者が締結したEX-IC運送契約に基づき乗車を認めるカード使用者以外の者(以下「利用者」という。))がEX-IC運送契約により当社指定路線に乗車するために交通系ICカード</u>を使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望する場合、<u>法人会員がその使用に伴う一切の責任・債務・負担等を負うことを条件に、カード使用者は当社が別に定める方法により交通系ICカードの登録または指定手続をするものとします。</u> <u>※交通系ICカードが失効や無効となっている場合は、本サービスを利用できません。</u></p> <p>2. <u>カード使用者は、記名式の交通系ICカードを登録する場合、実際に乗車するカード使用者または利用者と同一名義の交通系ICカードを登録するものとします。</u></p> <p>3. カード使用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、<u>交通系ICカード</u>で当社が別に定める駅において入出場するときは、常にICカードを携帯するものとし、<u>当社または当社指定路線を運営する他社の求めにより、カード使用者はICカードを、利用者は交通系ICカードを速やかに呈示しなければなりません。</u>この呈示がない場合、カード使用者<u>または利用者は</u>、EX-IC運送契約により当社指定路線へ乗車することができません。</p>

◆改定のポイント

- ・「複数人でご乗車の際のチケットレス乗車サービス」開始に伴い、カード使用者以外(「利用者」と定義)もチケットレス乗車が可能になりますが、その行為等については、カード使用者と同等であることを明文化します。

※規約上では、「モバイルSuica」は「交通系ICカード」に含まれるものとします。

現 行 (2021年3月5日まで)	改 正 (2021年3月6日以降)
<p style="text-align: center;">エクスプレス・カード (E予約専用) 会員規約</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第4条 (管理責任者)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入会申込をする法人等または法人会員 (以下、併せて「法人会員等」という。) は、法人会員等の本規約等に基づく入会申込手続、諸届出 (退職等の異動情報を含む。)、退会手続その他手続きに関し、法人会員等と両社との連絡調整を行う担当者 (以下、「管理責任者」という。) を法人会員等自身から選定し、管理責任者に対して、自己のためにエクスプレス・カード (E予約専用) に関する取引の任にあたることを委任するものとします。 2. 法人会員等は、管理責任者が業務する主たる勤務地 (以下、「管理責任者取扱箇所」という。) の登録電話番号 (以下、「管理責任者取扱登録電話番号」という。) その他両社所定の事項と合わせて両社に届け出るものとします。 3. 第1項にかかわらず、法人会員等は、管理責任者を法人会員等自身から選定した上で、法人会員等が JCB に対する債務の支払いに関する業務や管理責任者業務等を委託することについて両社の承認を得た第三者 (以下、「業務受託者」という。) から管理責任者の指揮監督のもとで管理責任者同等の任にあたる担当者 (以下、「契約事務責任者」という。) を選定することができるものとします。この場合、法人会員等は、両社が定める申込書に契約事務責任者が業務する主たる勤務地その他両社所定の必要事項を記載し、両社が求める書類等と合わせて両社に届け出るものとします。なお、本規約 (第1項、第2項、本項および本条第5項を除く。) ならびにその付則および特約等においては、特に定めのない限り、契約事務責任者は管理責任者に含まれ、かつ、「管理責任者取扱箇所」「管理責任者取扱登録電話番号」には契約事務責任者にかかるものを含むものとします。 <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第4条の2 (実務担当者)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人会員等は、管理責任者の行為を補佐し、管理責任者に代わって実務を行う担当者 (以下、「実務担当者」という。) を選定する場合は、実務担 	<p style="text-align: center;">エクスプレス・カード (E予約専用) 会員規約</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第4条 (管理責任者)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入会申込をする法人等または法人会員 (以下、併せて「法人会員等」という。) は、法人会員等の本規約等に基づく入会申込手続、諸届出 (退職等の異動情報を含む。)、退会手続その他手続きに関し、法人会員等と両社との連絡調整を行う担当者 (以下、「管理責任者」という。) を法人会員等自身から選定し、管理責任者に対して、自己のためにエクスプレス・カード (E予約専用) に関する取引の任にあたることを委任するものとします。 2. 法人会員等は、管理責任者が業務する主たる勤務地 (以下、「管理責任者取扱箇所」という。) の登録電話番号 (以下、「管理責任者取扱登録電話番号」という。) その他両社所定の事項と合わせて両社に届け出るものとします。 3. 本条第1項にかかわらず、法人会員等は、管理責任者を法人会員等自身から選定した上で、法人会員等が JCB に対する債務の支払いに関する業務や管理責任者業務等を委託することについて両社の承認を得た者 (以下、「業務受託者」という。) から管理責任者の指揮監督のもとで管理責任者同等の任にあたる担当者 (以下、「契約事務責任者」という。) を選定することができるものとします。この場合、法人会員等は、両社が定める申込書に契約事務責任者が業務する主たる勤務地その他両社所定の必要事項を記載し、両社が求める書類等と合わせて両社に届け出るものとします。なお、本規約 (本条第1項、第2項、本項および第5項を除く。) ならびにその付則および特約等においては、特に定めのない限り、契約事務責任者は管理責任者に含まれ、かつ、「管理責任者取扱箇所」「管理責任者取扱登録電話番号」には契約事務責任者にかかるものを含むものとします。 <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第4条の2 (実務担当者)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人会員等は、管理責任者の行為を補佐し、管理責任者に代わって実務を行う担当者 (以下、「実務担当者」という。) を選定する場合は、実務担

当事者が業務する主たる勤務地（以下、「実務担当箇所」という。）等その他両社所定の事項と合わせて両社に届け出るものとします。

（中略）

3. 法人会員等は、実務担当者が管理責任者に代わってその行為を行うことをあらかじめ承諾し、事由の如何を問わず、実務担当者が行った行為に関し、管理責任者が行った行為とされることについて異議のないものとします。また、法人会員等および管理責任者は、実務担当者に対して適宜適切な管理・指導を行うものとします。

（中略）

第8条（届出事項の変更と情報の共有）

1. 法人会員が両社に届け出た法人会員に係る名称、代表者、管理責任者、管理責任者取扱箇所、管理責任者取扱登録電話番号、事業内容、決算月、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく実質的支配者、実務担当者（届け出した場合）、所在地およびお支払い口座（第19条に定めるものをいう。）等、ならびにカード使用者に係る氏名、性別、生年月日および部署等（以下、「届出事項」という。）について変更があった場合には、法人会員は両社所定の方法により遅滞なく届け出なければなりません。

（中略）

3. JR東海またはJCBに対して、第1項の変更の届出をした場合には、当該届出した情報について、両社の間で共有することに、法人会員は予め同意するものとします。
4. 第1項の変更の届出がないため、両社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合であっても、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

（中略）

第25条（退会および会員資格の喪失等）

当事者が業務する主たる勤務地（以下、「実務担当箇所」という。）等その他両社所定の事項と合わせて両社に届け出るものとします。

（中略）

3. 法人会員等は、実務担当者が管理責任者に代わってその行為を行うことをあらかじめ承諾し、事由の如何を問わず、実務担当者が行った行為に関し、管理責任者が行った行為とされることについて異議のないものとします。また、法人会員等および管理責任者は、実務担当者に対して適宜適切な管理・指導を行うものとします。

（中略）

第8条（届出事項の変更と情報の共有）

1. 法人会員が両社に届け出た法人会員に係る名称、代表者、管理責任者、管理責任者取扱箇所、管理責任者取扱登録電話番号、事業内容、決算月、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく実質的支配者、実務担当者（届け出した場合）、所在地およびお支払い口座（第19条に定めるものをいう。）等、ならびにカード使用者に係る氏名、性別、生年月日および部署等（以下、「届出事項」という。）について変更があった場合には、法人会員は両社所定の方法により遅滞なく届け出なければなりません。

（中略）

3. JR東海またはJCBに対して、**本条**第1項の変更の届出をした場合には、当該届出した情報について、両社の間で共有することに、法人会員は予め同意するものとします。
4. **本条**第1項の変更の届出がないため、両社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合であっても、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、**本条**第1項の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

（中略）

第25条（退会および会員資格の喪失等）

1. 法人会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、JCBに対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、法人会員は、本規約に基づき JCB に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払いの責めを負うものとします。なお、法人会員が退会する場合、カード使用者は会員資格およびエクスプレス予約コーポレートサービスの利用資格を喪失するものとします。

(中略)

6. 第 4 項または第 5 項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、JCB は JR 東海にカード番号の無効を通知することができるものとします。
7. 両社は、第 4 項または第 5 項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるときまたは会員のカード番号利用が適当でないと認めたときには、カード番号の利用を断ることができるものとします。
8. 第 1 項または第 4 項の場合、貸与カードがあれば JCB の指示に従って直ちに当該貸与カードを返還するか、当該貸与カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとします。

(中略)

第 26 条 (貸与カードの紛失、盗難、カード情報の漏洩による責任の区分)

1. 貸与カードの紛失、盗難、もしくはカード情報の漏洩等により、他人にカード番号を使用された場合、そのカード番号を使用した決済の利用代金は法人会員の負担とします。
2. **第 1 項**にかかわらず、会員が貸与カードの紛失、盗難、もしくはカード情報の漏洩等の事実を速やかに JCB に届け出るとともに、貸与カードの紛失、盗難にあつては所轄の警察署へ届け出、かつ JCB の請求により所定の紛失、盗難届を JCB に提出した場合には、JCB は、法人会員に対して JCB が届け出を受けた日の 60 日前以降のカード番号の利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

(中略)

1. 法人会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、JCB に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、法人会員は、本規約に基づき JCB に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払いの責めを負うものとします。なお、法人会員が退会する場合、カード使用者は会員資格およびエクスプレス予約コーポレートサービスの利用資格を喪失するものとします。

(中略)

6. **本条**第 4 項または第 5 項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、JCB は JR 東海にカード番号の無効を通知することができるものとします。
7. 両社は、**本条**第 4 項または第 5 項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるときまたは会員のカード番号利用が適当でないと認めたときには、カード番号の利用を断ることができるものとします。
8. **本条**第 1 項または第 4 項の場合、貸与カードがあれば JCB の指示に従って直ちに当該貸与カードを返還するか、当該貸与カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとします。

(中略)

第 26 条 (貸与カードの紛失、盗難、カード情報の漏洩による責任の区分)

1. 貸与カードの紛失、盗難、もしくはカード情報の漏洩等により、他人にカード番号を使用された場合、そのカード番号を使用した決済の利用代金は法人会員の負担とします。
2. **前項**にかかわらず、会員が貸与カードの紛失、盗難、もしくはカード情報の漏洩等の事実を速やかに JCB に届け出るとともに、貸与カードの紛失、盗難にあつては所轄の警察署へ届け出、かつ JCB の請求により所定の紛失、盗難届を JCB に提出した場合には、JCB は、法人会員に対して JCB が届け出を受けた日の 60 日前以降のカード番号の利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

(中略)

第 31 条 (誓約事項等)

1. 法人会員は、本契約締結時および将来にわたって、会員等、会員等の役員・顧問・従業員または会員等を実質的に支配しもしくは会員等の経営に影響力を行使できる者が暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の 9 者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて JR 東海もしくは JCB の信用を毀損し、または JR 東海もしくは JCB の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下、総称して「不当な要求行為等」という。）を行わないことを誓約するものとします。

(中略)

3. JCB は、会員等が第 1 項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、JCB が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。また、会員が第 1 項の規定に違反している場合には、第 24 条第 1 項 (7) に基づき法人会員は期限の利益を喪失するものとします。

(以下略)

第 31 条 (誓約事項等)

1. 法人会員は、本契約締結時および将来にわたって、会員等、会員等の役員・顧問・従業員または会員等を実質的に支配しもしくは会員等の経営に影響力を行使できる者が暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の 9 者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて JR 東海もしくは JCB の信用を毀損し、または JR 東海もしくは JCB の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下、総称して「不当な要求行為等」という。）を行わないことを誓約するものとします。

(中略)

3. JCB は、会員等が**本条**第 1 項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、JCB が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。また、会員が**本条**第 1 項の規定に違反している場合には、第 24 条第 1 項 (7) に基づき法人会員は期限の利益を喪失するものとします。

(以下略)

エクスプレス予約コーポレートサービス (E予約専用) 規約

第1条 (概要)

1. 本規約は、「エクスプレス・カード (E予約専用) 会員規約」(以下、「カード会員規約」という。)で定める東海旅客鉄道株式会社 (以下、「当社」という。)がカード会員規約に定める法人会員 (以下、「法人会員」という。)に提供するエクスプレス予約コーポレートサービス (以下、「本サービス」という。)の取扱いについて定める。なお、法人会員は本規約の内容についてカード会員規約に定めるカード使用者 (以下、「カード使用者」という。)に周知する義務を負う。法人会員およびカード使用者は本規約を承認し、遵守する。
2. 本規約の内容は、エクスプレス予約ホームページ (<https://expy.jp/>) (以下、「当社 HP」という。)等への掲示、カード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により通知するものとする。

第2条 (本サービスの利用および利用資格)

1. 本サービスの利用開始前に、カード会員規約で定める管理責任者および実務担当者 (以下、総称して「管理責任者等」という。)は、カード会員規約で定める基本カード番号もしくは部署カード番号毎に、管理責任者等に通知する際に利用する電子メールアドレスおよび連絡先電話番号の入力等の当社が定める登録手続を正確に行うものとする。
2. カード使用者は、基本カード番号・部署カード番号の登録手続完了後、カード会員規約で定めるハウスカード番号により、カード使用者に通知する際に使用する電子メールアドレスおよび連絡先電話番号の入力等の当社が定める登録手続を正確に行い、本サービスの利用を開始することができる。本サービスを利用する際は、カード使用者は、登録手続により当社が通知するIDおよび任意に登録したパスワードを使用する。
3. 当社は、法人会員が次のいずれかに該当する場合、法人会員に通知、催告を行ったうえで、本サービスの利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させることができる。

エクスプレス予約コーポレートサービス (E予約専用) 規約

第1条 (概要)

1. 本規約は、「エクスプレス・カード (E予約専用) 会員規約」(以下、「カード会員規約」という。)で定める東海旅客鉄道株式会社 (以下、「当社」という。)がカード会員規約に定める法人会員 (以下、「法人会員」という。)に提供するエクスプレス予約コーポレートサービス (以下、「本サービス」という。)の取扱いについて定めるものとします。なお、法人会員は本規約の内容についてカード会員規約に定めるカード使用者 (以下、「カード使用者」という。)に周知する義務を負い、法人会員およびカード使用者は本規約を承認し遵守するものとします。
2. 本規約の内容は、エクスプレス予約ホームページ (<https://expy.jp/>) (以下、「当社 HP」という。)等への掲示、カード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第2条 (本サービスの利用および利用資格)

1. カード会員規約で定める管理責任者および実務担当者 (以下、総称して「管理責任者等」という。)は、本サービスの利用開始前に、本サービスの申込サイト上でカード会員規約で定める基本カード番号を識別するために基本カード番号ごとに付与した会員ID番号 (以下「会員ID」という。)や、管理責任者等に通知する際に利用する電子メールアドレスおよび連絡先電話番号等を入力することにより、本サービスの登録手続を行うものとします。管理責任者等は、登録手続において、当社が要求する情報を正確に登録するものとします。
2. カード使用者は、前項による基本カード番号の登録手続完了後、本サービスの利用開始にあたって、当社がカード使用者を識別するためにカード使用者ごとに付与した会員IDや、その他の当社が別に定める情報 (以下、前項の管理責任者等が登録手続した情報を含め「会員情報」という。)を入力することにより、本サービスの登録手続を行うものとします。カード使用者は、登録手続において、当社が要求する情報すべてを正確に登録するものとします。
3. 当社は、法人会員が次のいずれかに該当する場合、法人会員に通知、催告を行ったうえで、本サービスの利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させることができるものとします。

<p>(1) 本サービスにおける法人会員の1ヶ月あたりのカード番号利用代金額が、50万円を下回った場合。</p> <p>(2) 本サービスにおける法人会員の1ヶ月あたりのカード番号利用代金額を、毎月末時点におけるハウスカード番号の合計枚数で除して算出したハウスカード番号1枚あたりのカード番号利用代金額が、1回でも3千円を下回った場合。</p> <p>4. 当社は、法人会員、カード使用者、管理責任者等が次のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、直ちに本サービスの利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させることができる。</p> <p>(1) 本規約、当社または他社の定める運送約款または法令の定めに違反した場合。(本サービスをその違反の手段として利用した場合を含む)</p> <p>(2) カード会員規約が失効した場合または法人会員がカード会員規約に定める会員資格を喪失した場合。</p> <p>(3) カード会員規約に定める本代理権を喪失した場合。</p> <p>(4) 第1項による登録または第3条により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含む)があった場合。</p> <p>(5) 第1項による登録または第3条により修正された<u>電子メールアドレス、連絡先電話番号</u>の変更等により、当社からの連絡がとれなくなった場合。</p> <p>(6) 第21条に違反している、または疑いがあると当社が認めたとき。</p> <p>(7) その他、本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合。</p> <p>5. 法人会員は、退会手続を行う場合、カード会員規約に定める方法により退会を申し出る必要がある。</p> <p>第3条(会員情報の修正) カード使用者または管理責任者等は、当社がカード使用者に通知する際に使用する<u>電子メールアドレスおよび連絡先電話番号(以下、「会員情報」という。)</u>の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとする。</p> <p>第4条(利用環境、受付期間、受付時間、回答時間等) 1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社HP上により周知するものとする。 2. 本サービスを利用した乗車券類の購入、変更、払戻(以下、「購入等」という。)の受付期間、受付時間および所要回答時間等は、当社が別に定めるところによるものとする。</p>	<p>(1) 本サービスにおける法人会員の1ヶ月あたりのカード番号利用代金額が、50万円を下回った場合</p> <p>(2) 本サービスにおける法人会員の1ヶ月あたりのカード番号利用代金額を、毎月末時点におけるハウスカード番号の合計枚数で除して算出したハウスカード番号1枚あたりのカード番号利用代金額が、1回でも3千円を下回った場合</p> <p>4. 当社は、法人会員、カード使用者、管理責任者等が次のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、直ちに本サービスの利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させることができる<u>ものとします。</u></p> <p>(1) 本規約、当社または他社の定める運送約款または法令の定めに違反した場合(本サービスをその違反の手段として利用した場合を含む)</p> <p>(2) カード会員規約が失効した場合または法人会員がカード会員規約に定める会員資格を喪失した場合</p> <p>(3) カード会員規約に定める本代理権を喪失した場合</p> <p>(4) <u>本条</u>第1項による登録または<u>本条</u>第3条により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含む)があった場合</p> <p>(5) <u>本条</u>第1項による登録または<u>本条</u>第3条により修正された<u>会員情報</u>の変更等により、当社からの連絡がとれなくなった場合</p> <p>(6) 第22条に違反している、または疑いがあると当社が認めたとき</p> <p>(7) その他、本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合</p> <p>5. 法人会員は、退会手続を行う場合、カード会員規約に定める方法により退会を申し出る必要があり<u>ます。</u></p> <p>第3条(会員情報の修正) カード使用者または管理責任者等(<u>以下、総称して「カード使用者等」という。)</u>は、当社がカード使用者等に通知する際に使用する会員情報の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つもの<u>とします。</u></p> <p>第4条(利用環境、受付期間、受付時間、回答時間等) 1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社HP上により周知するもの<u>とします。</u> 2. 本サービスを利用した乗車券類の購入、変更、払戻(以下、「購入等」という。)の受付期間、受付時間および所要回答時間等は、当社が別に定めるところによるもの<u>とします。</u></p>
--	---

第5条（申込）

本サービスにおいて、カード使用者は、当社より通知された IDおよびパスワードを入力する等、当社が別に定める方法による携帯電話またはインターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等を行うことができる。

第6条（回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は申込操作完了後の画面への表示、またはカード使用者もしくは管理責任者等が会員情報として登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとする。ただし、当社が別に定める時間帯における申込に対する当社からの回答の通知は、カード使用者または管理責任者等が会員情報として登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行うものとする。
2. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が申込操作完了後の画面へ予約等が完了した旨を表示した時、またはカード使用者があらかじめ登録した電子メールアドレスのメールサーバーに決済内容をお知らせした電子メールが到着したいずれかの場合をもって、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとする。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとする。
3. 前項において、会員情報として登録された電子メールアドレスが不正確であった場合、このために電子メールの到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとす。
4. カード使用者が第2項の乗車券類の購入等を行った時点において、カード使用者のカード番号より決済手続が行われるものとする。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード会員規約に定めるカード番号利用可能枠（以下、「カード番号利用枠」という。）による制限を受けるものとする。また、乗車券類の購入可能件数は、当社HP上により周知するものとする。
5. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。こ

第5条（申込）

本サービスにおいて、カード使用者は、会員 IDおよびパスワードを入力する等、当社が別に定める方法により、インターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等の申込をするものとします。

第6条（回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は申込操作完了後の申込サイトへの表示、またはカード使用者等が会員情報として登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとし、なお、通知する時点で何らかの事由により電子メールの到達が遅れた場合、または電子メールアドレスが不正確であった場合は、登録された電子メールアドレスのメールサーバーに通常通知が到達したであろう時点をもって通知が完了したものとみなします。
2. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社からなされた時点で、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとします。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。
3. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、カード使用者のカード番号より決済手続が行われるものとします。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード会員規約に定めるカード番号利用可能枠（以下、「カード番号利用枠」という。）による制限を受けます。また、乗車券類の購入可能件数は、当社HP上により周知するものとします。
4. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

の場合、第2項にかかわらず、当社は会員に対し、乗車券類の購入等の申込に対する成立の通知をカスタマーセンターから行うことがあるものとする。

第6条の2（カード使用者の問い合わせ窓口）

1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社 HP 上等に掲示する。
2. カスタマーセンターでは、カード使用者からの質問等の内容を文書または録音等により記録するが、当社 HP 上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱う。
3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断した行動の結果、会員が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負わないものとする。
4. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、当社が別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、カスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。
5. カスタマーセンターでは、実務担当者から連絡を受けた場合、両社が別に定める方法で実務担当者であることを確認するものとし、その確認が取れた場合は「実務担当者」として対応するものとする。

第7条（契約成立後の乗車券類の扱い）

本サービスによりカード使用者が購入、変更した乗車券類については、カード会員規約および本規約に定める場合を除き、乗車区間に応じて当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとする。

この場合、本条第2項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、乗車券類の購入等の申込に対する成立の通知をカスタマーセンターから行うことがあるものとします。

5. 乗車券類の変更、払戻等により過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカード番号により決済することとします。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて決済したのち、変更前の乗車券類を払い戻します。したがって、カード使用者の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受ける場合があるものとします。

第7条（カード使用者等の問い合わせ窓口）

1. カード使用者等から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社 HP 上等に掲示します。
2. カスタマーセンターでは、カード使用者等からの質問等の内容を文書または録音等により記録させていただきますが、当社 HP 上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱います。
3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、カード使用者等が判断した行動の結果、カード使用者等が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。
(削る)

4. カスタマーセンターでは、実務担当者から連絡を受けた場合、両社が別に定める方法で実務担当者であることを確認するものとし、その確認が取れた場合は「実務担当者」として対応するものとします。

第8条（契約成立後の乗車券類の扱い）

1. カード使用者は、本サービスにより購入、変更した乗車券類については、当社が別に定める営業時間内および期間中において、本サービスの申込サイト上にて確認することができます。
2. 本サービスにより購入、変更した乗車券類については、カード使用者が受取、「JR 東海 EX-IC サービス規約（E予約専用）」（以下、「IC規約（E予約専用）」という。）第4条に定めるICカードによる乗車または払戻を行

第8条（受取前の乗車券類の扱い）

1. 本サービスによりカード使用者が購入、変更した乗車券類については、カード使用者が受取または受取前までの払戻を行うまでの間、当社において保管するものとする。
2. 受取前の乗車券類の変更・払戻については、第5条に定める方法による携帯電話またはインターネットによる変更、払戻に限りすることができる。
3. 第1項により、当社において保管している乗車券類についても、第7条の定める通り、カード会員規約および本規約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとする。

第9条（事前申込サービス）

- 本サービスの乗車券類は、別に定める期間においては、旅客営業規則に定める発売日（以下「発売開始日」という。）の前に購入の申込（以下「事前申込」という）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には事前申込の停止をすることがあります。また、発売開始日および列車あたりの事前申込の件数には限りがあります。
- 当社は、カード使用者が事前申込を行った場合、申込操作完了後の画面上で、事前申込を受け付けた旨の通知を行います。
- 当社は、カード使用者が事前申込を行った列車の発売開始日の午前8時に事前申込の内容について購入申込があったものとして、午前8時以降順次、手続きを行うものとします。申込が成立したか否かの回答の通知は、第6条に基づき電子メール送信により行います。
(注) 事前申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。
- 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、申込が成立したか否かの回答の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。
- 前二項の通知が行われた時点で、事前申込に基づく運送契約は締結されます。なお、発売開始日当日中に当社から通知がない場合、カード使用者は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。
- 事前申込の取消は、カード使用者が事前申込を行った列車の発売開始日

うまでの間、当社において保管するものとしします。

3. 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとしします。

(削る)

第9条（事前申込サービス）

- 本サービスの乗車券類は、別に定める期間においては、旅客営業規則に定める発売日（以下「発売開始日」という。）の前に購入の申込（以下「事前申込」という）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には事前申込の停止をすることがあります。また、発売開始日および列車あたりの事前申込の件数には限りがあります。
- 当社は、カード使用者が事前申込を行った場合、申込操作完了後の申込サイト上で、事前申込を受け付けた旨の通知を行います。
- 当社は、カード使用者が事前申込を行った列車の発売開始日の午前8時に事前申込の内容について購入申込があったものとして、午前8時以降順次、手続きを行うものとします。なお、申込が成立したか否かの回答の通知は、第6条に基づき電子メール送信により行います。
(注) 事前申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。
- 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、申込が成立したか否かの回答の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。
- 前二項のいずれかが通知が行われた時点で、事前申込に基づく運送契約は締結されます。なお、発売開始日当日中に当社から通知がない場合、カード使用者は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。
- 事前申込の取消は、カード使用者が事前申込を行った列車の発売開始日

の午前8時に達する前までの間に無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

第9条の2（夜間申込サービス）

1. 本サービスの乗車券類は、当社が別に定める夜間申込サービス時間帯において、購入の申込（以下「夜間申込」という）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間申込の停止をすることがあります。
2. 当社は、カード使用者が夜間申込を行った場合、申込操作完了後の画面上で、夜間申込を受け付けた旨の通知を行います。
3. 当社は、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始時に夜間申込の内容について購入申込があったものとして、営業時間の開始以降順次、手続きを行うものとします。申込が成立したか否かの回答の通知は、第6条に基づき電子メール送信により行います。
（注）夜間申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。
4. 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、運送契約の締結の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。
5. 前二項の通知が行われた時点で、夜間申込に基づく運送契約は締結されます。なお、当日中に、当社から通知がない場合、カード使用者は、カスタマーセンターに電話 連絡を行い、その指示に従うものとします。
6. 夜間申込の取消は、カード使用者が夜間申込を行った夜間申込サービス時間帯は無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

第10条（受取）

1. カード使用者は、当社が別に定める指定席券売機または窓口等（以下、「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第8条第1項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとす。
2. 本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のための符号（QRコード及び16桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。）を発行するものとす。カード使用者が前項の受取を行う際には、当社が別途定める「JR東海EX-ICサービス規約（E予約専用）」（以下、「IC規約（E予約専用）」という。）の定めにより当社が貸与するEX-ICカードまたは受取コードが必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行わなければならない。ただし、駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードの入力に代えて当社所定の帳票への自署等によ

の午前8時に達する前までの間に無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

第9条の2（夜間申込サービス）

1. 本サービスの乗車券類は、当社が別に定める夜間申込サービス時間帯において、購入の申込（以下「夜間申込」という）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間申込の停止をすることがあります。
2. 当社は、カード使用者が夜間申込を行った場合、申込操作完了後の申込サイト上で、夜間申込を受け付けた旨の通知を行います。
3. 当社は、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始時に夜間申込の内容について購入申込があったものとして、営業時間の開始以降順次、手続きを行うものとします。なお、申込が成立したか否かの回答の通知は、第6条に基づき電子メール送信により行います。
（注）夜間申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。
4. 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、運送契約の締結の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。
5. 前二項の通知のいずれかが行われた時点で、夜間申込に基づく運送契約は締結されます。なお、当日中に、当社から通知がない場合、カード使用者は、カスタマーセンターに電話 連絡を行い、その指示に従うものとします。
6. 夜間申込の取消は、カード使用者が夜間申込を行った夜間申込サービス時間帯は無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

第10条（受取）

1. カード使用者は、当社が別に定める指定席券売機または窓口等（以下、「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第8条第2項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。
2. 本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のための符号（QRコード及び16桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。）を発行するものとします。カード使用者が前項の受取を行う際には、IC規約（E予約専用の定めにより当社が貸与するカード使用者のEX-ICカードまたは受取コードが必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行うものとします。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードの入力に代えて当社所定の帳票への自署等によることができるものとします。

ることができるものとする。

3. 第 1 項の乗車券類の受取期間および第 2 項の受取コードの有効期間は、当社が別に定めるところによるものとする。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができない。

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに以下のように取り扱うものとする。

(1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用およびグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行う。

(2) 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用およびグリーン車用は一切払戻を行わない。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行う。

5. 法人会員と当社との間のカード会員規約が失効した時点またはカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が第 8 条第 1 項により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点における日付をもって、第 3 項に規定する受取期間の満了日とみなすものとする。

第 10 条の 2 (受取後の乗車券類の扱い)

1. 前条第 1 項に定める受取後の乗車券類の変更、払戻については、携帯電話またはインターネットによる変更、払戻はできないものとする。

2. 受取後の乗車券類についても、第 7 条に定める通り、本規約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとする。

第 11 条 (還元)

1. 法人会員またはカード使用者が本サービスにおいてカード番号利用を行った場合、当社は、当社所定の方法により決定された本サービスにおけるカード番号利用代金の一部を、当社所定の方法により法人会員に対し還元することがある。なお、還元の条件は当社が定め、その条件はいつでも当社が変更できるものとする。

3. 本条第 1 項の乗車券類の受取期間は、乗車日当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間、前項の受取コードの有効期間および第 9 条に定める事前申込による受取期間は、当社が別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができないものとします。

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに以下のように取り扱うものとします。

(1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類について、普通車指定席用およびグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。

(2) 特急券のみ効力を持った乗車券類について、普通車指定席用およびグリーン車用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。

5. 前項による払戻は、カード使用者のカード番号により決済を行います。なお、第 6 条に関わらず会員への通知は行いません。

6. 法人会員と当社との間のカード会員規約が失効した時点またはカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が第 8 条第 2 項により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点における日付をもって、本条第 3 項に規定する受取期間の満了日とみなすものとみなします。

第 10 条の 2 (受取後の乗車券類の扱い)

1. 前条第 1 項により受取した後の乗車券類の変更、払戻については、インターネットによる変更、払戻はできないものとします。

2. 受取後の乗車券類についても、第 8 条に定める通り、本規約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

第 11 条 (還元)

1. 法人会員またはカード使用者が本サービスにおいてカード番号利用を行った場合、当社は、当社所定の方法により決定された本サービスにおけるカード番号利用代金の一部を、当社所定の方法により法人会員に対し還元することがあります。なお、還元の条件は当社が定め、その条件はいつでも当社が変更できるものとします。

2. 法人会員のカード会員規約第 3 条に反するカード番号利用、またはカード会員規約第 25 条の 2 に規定するカード番号利用が判明した場合、その内容の如何を問わず還元は中止する。また、当社が法人会員に対し、当該の不適正な使用方法によって当社より得た還元額の返還を請求した場合、法人会員は法人会員資格を喪失した後を含め、直ちに返還に応じるものとする。

第 12 条 (変更の可能性)

1. 当社は、事前に法人会員またはカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステムおよび下記に記した内容を変更することができることとする。なお、変更後は、変更後のシステムおよび内容が有効であるものとする。また、この変更起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わないものとする。
- (1) 第 4 条の利用環境、乗車券類購入等の受付期間、受付時間および所要回答時間
 - (2) 第 5 条の申込方法
 - (3) 第 6 条の 2 第 4 項の顧客センターの電話番号、受付時間等
 - (4) 第 9 条の 1 および第 9 条の 2 の申込方法等
 - (5) 第 10 条第 1 項および同第 2 項の受取窓口、受取方法
 - (6) 第 10 条第 3 項の受取期間
 - (7) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容
2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に法人会員またはカード使用者に通知することなく、本サービスの中断・変更および本サービスへのア

2. 法人会員のカード会員規約第 3 条に反するカード番号利用、またはカード会員規約第 25 条の 2 に規定するカード番号利用が判明した場合、その内容の如何を問わず還元は中止するものとします。また、当社が法人会員に対し、当該の不適正な使用方法によって当社より得た還元額の返還を請求した場合、法人会員は法人会員資格を喪失した後を含め、直ちに返還に応じるものとします。

第 12 条 (付帯サービス)

1. 当社または付帯サービスを提供する企業 (以下「提携企業」という。)は、特典として本サービスに付帯するサービス (以下「付帯サービス」という。)を提供することがあり、法人会員もしくはカード使用者は、当社または提携企業が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社 HP または申込サイト上への掲示等で案内します。
2. 法人会員またはカード使用者は、付帯サービスを利用する場合、常にカード使用者の EX-IC カードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社、または提携企業の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがあります。

第 13 条 (変更の可能性)

1. 当社は、事前に法人会員またはカード使用者等に通知することなく本サービスに関するシステムおよび下記に記した内容を変更することができます。なお、変更後は、変更後のシステムおよび内容が有効であるものとします。また、この変更起因して、法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負いません。
- (1) 第 4 条の利用環境、乗車券類購入等の受付期間、受付時間および所要回答時間
 - (2) 第 5 条の申込方法
 - (3) 顧客センターの電話番号、受付時間等
 - (4) 第 9 条の 1 および第 9 条の 2 の申込方法等
 - (5) 第 10 条の受取窓口、受取方法、受取期間
 - (6) 付帯サービスの内容
 - (7) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容
2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に法人会員またはカード使用者等に通知することなく、本サービスの中断・変更および本サービスへのア

アクセス制限を行うことができるものとする。

(1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合。

(2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。

(3) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更およびカード利用者からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合。

3. 当社は、本サービスの一部または全部の提供を終了する場合、あらかじめ法人会員またはカード使用者に第1条第2項で定める方法で通知する。ただし、当社が、自然災害等の不可抗力、システムの故障・改修・更新、当社の事業運営上の理由その他の事由により、本サービスの一部または全部を緊急に終了する必要があると当社が判断した場合には、当社は、事前に法人会員またはカード使用者に通知することなく、本サービスの一部又は全部を終了させることができるものとする。

第13条（会員情報の使用）

本サービスに基づき当社が知り得た会員等に関する情報（購入履歴およびサーバー通信履歴等）についての取扱いは、カード会員規約によります。

第14条（法人会員およびカード使用者の義務）

1. カード使用者は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守しなければならないものとする。

2. 法人会員は、IDおよびパスワードの使用並びにその管理の一切の責任を負うものとし、カード使用者以外の者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとする。

3. カード使用者は、本サービスに関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、および本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとする。

第15条（法人会員の責任、当社の免責、損害賠償）

1. 法人会員は、カード使用者の行為であるか否かに関わらず、または過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、法人会員およびカード使用者が行った一切の行為・結果、並びにIDおよびパスワードによりな

アクセス制限を行うことができます。

(1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合

(2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合

(3) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更およびカード利用者等からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合

3. 当社は、本サービスの一部または全部の提供を終了する場合、あらかじめ法人会員またはカード使用者等に事前により通知するものとします。ただし、当社が、自然災害等の不可抗力、システムの故障・改修・更新、当社の事業運営上の理由その他の事由により、本サービスの一部または全部を緊急に終了する必要があると当社が判断した場合には、当社は、事前に法人会員またはカード使用者等に通知することなく、本サービスの一部又は全部を終了させることができるものとします。

第14条（会員情報の使用）

本サービスに基づき当社が知り得た法人会員、カード使用者に関する情報（購入履歴およびサーバー通信履歴等）についての取扱いは、カード会員規約によるものとします。

第15条（法人会員およびカード使用者等の義務）

1. カード使用者等は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守しなければならないものとします。

2. 法人会員は、会員 IDおよびパスワードの使用並びにその管理の一切の責任を負うものとし、カード使用者等以外の者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとします。

3. 法人会員およびカード使用者等は、本サービスに関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、および本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとします。

第16条（法人会員の責任、当社の免責、損害賠償）

1. 法人会員またはカード使用者等は、自らの行為であるか否かに関わらず、または過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、カード使用者またはカード使用者が締結した運送契約に基づき乗車を認めるカード使

れた一切の行為・結果について、一切の責任を負担するものとし、法人会員またはカード使用者が第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとする。

2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わないものとする。

- (1) 会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったことにより、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (2) ID、パスワードおよびハウスカード番号の暗証番号の管理不十分により法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (3) 当社がカード使用者の本サービス利用を停止させることにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (4) 当社が本サービスに関するシステムまたは内容を変更したことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (5) 当社が本サービスの中断・変更・終了またはカード使用者からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (6) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者または第三者の被った不利益。
- (7) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、法人会員またはカード使用者の携帯電話またはパソコン等の機器、ソフトウェア等およびその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (8) 当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (9) 携帯電話等への表示またはカード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対し当社から電子メールが送信されるに伴い、法人会員またはカード使用者に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (10) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メールに付随していたウィルス、または当社が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として法人会員またはカード使用者の携帯電話またはパソコンの受信容量を超過した、当社から送信された電子メールにより法人会員、カード使用者または第三者が

用者以外の者（以下「利用者」という。）が行った一切の行為・結果、並びに会員 ID およびパスワードによりなされた一切の行為および結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、法人会員の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。

2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負いません。

- (1) 会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったことにより、法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
- (2) 会員 ID、パスワードおよびハウスカード番号の暗証番号の管理不十分により法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
- (3) 当社が、第2条の登録手続に対して承認をしないことまたはカード使用者等の本サービス利用を停止させることにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
- (4) 当社が本サービスに関するシステムまたは内容を変更したことにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
- (5) 当社が本サービスの中断・変更・終了またはカード使用者等からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
- (6) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者等または第三者の被った不利益
- (7) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、法人会員またはカード使用者等の携帯電話またはパソコン等の機器、ソフトウェア等およびその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
- (8) 当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより 会員 ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
- (9) 電子メールアドレスに対し当社から電子メールが送信されるに伴い、法人会員またはカード使用者等に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
- (10) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メールに付随していたウィルス、または当社が世間一般に送信される電子メールの容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として法人会員またはカード使用者等の携帯電話またはパソコンの受信容量を超過し法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益

被った不利益。

(11) その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード利用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより法人会員、カード利用者または第三者が被った不利益。

(12) その他、法人会員がカード会員規約、本規約、I C規約（E予約専用）および当社の定める運送約款および法令の定めに従ったことにより、または本規約により法人会員が一切の責任を負うことが想定されている事柄をカード使用者が行ったことにより法人会員、カード利用者または第三者が被った不利益。

(13) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって法人会員、カード利用者または第三者が被った不利益。

3. 法人会員またはカード使用者が、本規約、I C規約（E予約専用）および当社の定める運送約款および法令の定めに従って、当社または第三者に損害を与えた場合、法人会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

第 16 条（通知および同意の方法）

1. 当社から、法人会員およびカード利用者への本サービスの運営および内容に関する通知は、当社 HP 上への掲示、カード利用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとする。

2. 前項の通知内容を反映した本サービスをカード使用者が利用したことにより、同通知の内容を法人会員およびカード使用者が承諾したものとみなす。

第 17 条（権利の帰属）

本サービスに関わる全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般および情報に関する権利は当社またはそれぞれの権利者に帰属するものであり、法人会員またはカード使用者はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとする。

第 18 条（債権譲渡および債権供担保の禁止）

法人会員およびカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとする。

(11) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード利用者等への通知用として登録されている電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより法人会員、カード利用者等または第三者が被った不利益

(12) 法人会員またはカード利用者等がカード会員規約、本規約、I C規約（E予約専用）および当社の定める運送約款および法令の定めに従ったことにより、または本規約により法人会員が一切の責任を負うことが想定されている事柄をカード利用者等が行ったことにより法人会員、カード利用者等または第三者が被った不利益

(13) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって法人会員、カード利用者等または第三者が被った不利益

3. 法人会員またはカード利用者等が、本規約、I C規約（E予約専用）および当社の定める運送約款および法令の定めに従って、当社または第三者に損害を与えた場合、法人会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

第 17 条（通知および同意の方法）

1. 当社から、法人会員およびカード利用者等への本サービスの運営および内容に関する通知は、本サービスの申込サイトまたは当社 HP 上への掲示、電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとする。

2. 前項の通知内容を反映した本サービスを法人会員またはカード利用者等が利用したことにより、同通知の内容を法人会員およびカード利用者等が承諾したものとみなす。

第 18 条（権利の帰属）

本サービスに関わる全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般および情報に関する権利は当社またはそれぞれの権利者に帰属するものであり、法人会員またはカード利用者等はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとする。

第 19 条（債権譲渡および債権供担保の禁止）

法人会員およびカード利用者等は理由の如何を問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとする。

第 19 条 (相殺禁止)

法人会員およびカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとする。

第 20 条 (合意管轄裁判所)

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条 (反社会的勢力の排除)

1. 法人会員、カード使用者、管理責任者等は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約することとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6) 前各号の共生者
- (7) その他前各号に準ずる者

2. 法人会員、カード使用者、管理責任者等は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第 22 条 (本規約の改定)

当社は、民法の定めに従い法人会員及びカード使用者と個別に合意することなく、本規約を改定し(本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。)、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができるものとする。なお、改定が専ら法人会員及びカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員及びカード使用者への影響が軽微である

第 20 条 (相殺禁止)

法人会員およびカード使用者等は理由の如何を問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとしま
す。

第 21 条 (合意管轄裁判所)

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 22 条 (反社会的勢力の排除)

1. 法人会員、カード使用者等は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約することとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6) 前各号の共生者
- (7) その他前各号に準ずる者

2. 法人会員、カード使用者等は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第 23 条 (本規約の改定)

当社は、民法の定めに従い法人会員及びカード使用者等と個別に合意することなく、本規約を改定し(本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。)、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員及びカード使用者等の利益となるものである場合、または法人会員及びカード使用者等への影響が軽

と認められる場合、その他法人会員及びカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員及びカード使用者に対して改定の都度、当社 HP 等で公表するものとする。

改定日 令和 2年 11月 14日

(約定支払日の取扱いに関する特約)

本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供するエクスプレス予約コーポレートサービスの約定支払日の取扱いについて定めるものです。

(中略)

第4条（カード番号利用日）

本特約が適用される法人会員については、以下の時点の属する日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなされます。

- (1) カード使用者が IC 規約（E 予約専用）で定める EX-IC サービス（以下「EX-IC サービス」という。）を利用する場合、カード使用者が EX-IC カードもしくは EX-IC 携帯電話機により駅に入場した時点。
- (2) カード使用者が EX-IC サービス以外のエクスプレス予約コーポレートサービスを利用する場合、及び EX-IC サービスを利用する場合であって EX-IC カード等により IC 自動改札機を通過して入場することができないため別に定める証票を受け取る時は、カード使用者が乗車券類等を受け取った時点。
- (3) 法人会員と当社との間のカード会員規約が失効した時点又はカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が EX 予約コーポレート規約（E 予約専用）第 8 条により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点。
- (4) 法人会員と当社との間のカード会員規約が失効した時点又はカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が IC 規約（E 予約専用）第 8 条により、カード使用者と当社との間で締結した EX-IC 運送契約が存在する場合、当該時点。

微であると認められる場合、その他法人会員及びカード使用者等に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員及びカード使用者等に対して改定の都度、当社 HP 等で公表するものとします。

改定日 令和 3年 3月 6日

(約定支払日の取扱いに関する特約)

本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供するエクスプレス予約コーポレートサービスの約定支払日の取扱いについて定めるものです。

(中略)

第4条（カード番号利用日）

本特約が適用される法人会員については、以下の時点の属する日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなされます。

- (1) カード使用者が IC 規約（E 予約専用）で定める EX-IC サービス（以下「EX-IC サービス」という。）を利用する場合、カード使用者が IC 規約（E 予約専用）で定める IC カード（以下「IC カード」という。）により駅に入場した時点
- (2) カード使用者が EX-IC サービス以外のエクスプレス予約コーポレートサービスを利用する場合、及び EX-IC サービスを利用する場合であって IC カードにより IC 自動改札機を通過して入場することができないため別に定める証票を受け取る時は、カード使用者が乗車券類等を受け取った時点
- (3) 法人会員と当社との間のカード会員規約が失効した時点又はカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が EX 予約コーポレート規約（E 予約専用）第 8 条により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点
- (4) 法人会員と当社との間のカード会員規約が失効した時点又はカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が IC 規約（E 予約専用）第 8 条により、カード使用者と当社との間で締結した EX-IC 運送契約が存在する場合、当該時点

<p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>改定日 令和 <u>2</u> 年 3 月 <u>21</u> 日</p>	<p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>改定日 令和 <u>3</u> 年 3 月 <u>6</u> 日</p>
<p style="text-align: center;">JR 東海 EX-IC サービス規約 (E 予約専用)</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第 2 条 (用語の定義)</p> <p>1. 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) 「EX-IC カード」とは、当社が法人会員を対象に貸与する IC チップを内蔵するカードをいいます。</p> <p>(2) 「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与された EX-IC カードに固有の番号をいいます。</p> <p>(3) 「記名式 EX-IC カード」とは、<u>法人会員名と個人の</u>カード使用者名がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。</p> <p>(4) 「非記名式 EX-IC カード」とは、<u>法人会員名と会社、部署等のカード使用者名</u>がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。</p> <p>(5) 「EX-IC 携帯電話機」とは、<u>カード使用者が、当社が別に定める登録手続をし、当社が登録した携帯電話機</u>をいいます。</p> <p>(6) 「提携企業」とは、<u>法人会員またはカード使用者に対して付帯サービスを提供する企業として、当社が別に定める企業</u>をいいます。</p> <p>(7) 「当社指定路線」とは、EX-IC サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。</p> <p>(8) 「会員情報」とは、カード使用者またはカード会員規約に定める管理責任者が EX 予約コーポレート規約 (E 予約専用) 第 2 条の定めにより登録した事項 (EX 予約コーポレート規約 (E 予約専用) 第 3 条の定めにより変更された事項を含みます。) をいいます。</p> <p>(9) 「EX 予約サービスきっぷ」とは、EX 運送契約において約定した乗車列車、区間、利用設備等 EX 運送契約に基づく旅客運送請求権の主な内容が記載された証票をいいます。</p>	<p style="text-align: center;">JR 東海 EX-IC サービス規約 (E 予約専用)</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第 2 条 (用語の定義)</p> <p>1. 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) 「EX-IC カード」とは、当社が法人会員を対象に貸与する IC チップを内蔵するカードをいいます。</p> <p>(2) 「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与された EX-IC カードに固有の番号をいいます。</p> <p>(3) 「記名式 EX-IC カード」とは、カード使用者名 <u>等</u>がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。</p> <p>(4) 「非記名式 EX-IC カード」とは、会社 <u>の</u>部署名等 <u>が</u>カード <u>の</u>表面に記載されている EX-IC カードをいいます。</p> <p>(5) 「交通系 IC カード」とは、<u>当社エクスプレス予約ホームページ (https://expy.jp/) (以下「当社 HP」という。) に掲載する IC カード乗車券等</u>をいいます。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(6) 「当社指定路線」とは、<u>第 4 条に定める</u> EX-IC サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。</p> <p>(7) 「会員情報」とは、カード使用者またはカード会員規約に定める管理責任者が EX 予約コーポレート規約 (E 予約専用) 第 2 条の定めにより登録した事項 (EX 予約コーポレート規約 (E 予約専用) 第 3 条の定めにより変更された事項を含みます。) をいいます。</p> <p>(8) 「EX 予約サービスきっぷ」とは、<u>第 4 条で定める EX-IC</u> 運送契約において約定した乗車列車、区間、利用設備等 EX-IC 運送契約に基づく旅客運送請求権の主な内容が記載された証票をいいます。</p>

第3条（本規約の変更）

1. 当社は、民法の定めに従い法人会員及びカード使用者と個別に合意することなく、本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員及びカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員及びカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員及びカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員及びカード使用者に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下、「当社HP」という。）等で公表するものとします。

2. 当社は、前項の変更に起因して、法人会員、カード利用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

第4条（EX-IC サービス）

EX-IC サービス（以下、「本サービス」といいます。）とは、エクスプレス予約コーポレートサービスの一種であり、携帯電話またはパソコン等による申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等（以下、「締結等」といいます。）をすることができるサービスをいいます。ただし、本サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場（以下、「駅」といいます。）において入出場する際にEX-ICカードまたは EX-IC 携帯電話機等が必要等の特別な旅客運送契約（以下、「EX-IC 運送契約」といいます。）となります。また、EX-IC 運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも法人会員、カード利用者にとって不利になる場合があります。

第3条（本規約の変更）

当社は、民法の定めに従い法人会員及びカード使用者と個別に合意することなく、本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員及びカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員及びカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員及びカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員及びカード使用者に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下、「当社HP」という。）等で公表するものとします。

（削る）

第4条（EX-IC サービス）

1. EX-IC サービス（以下、「本サービス」といいます。）とは、エクスプレス予約コーポレートサービスの一種であり、インターネットによる申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等（以下、「締結等」といいます。）をすることができるサービスをいいます。ただし、本サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場（以下、「駅」といいます。）において入出場する際にEX-ICカードまたは交通系 IC カード（以下、総称して「IC カード」という。）が必要等の特別な旅客運送契約（以下、「EX-IC 運送契約」といいます。）となります。また、EX-IC 運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも法人会員またはカード利用者もしくは第18条で定める利用者にとって不利になる場合があります。なお、利用者は、特に定めのない限り、カード使用者に含むものとします。

2. 法人会員、カード利用者は、本サービスの利用において、登録または指定した IC カードで乗車駅の自動改札機を通過できない場合や、登録または指定した IC カードを乗車日当日に不所持の場合などは、サービス特約第10条に定める受取窓口においてEXサービスきっぷを受け取って乗車するものとします。

3. 当社指定路線とその他の路線の乗換改札口については、別に定める場合を除き、自動改札機をEX-ICカードまたはEXサービスきっぷのみで通過

<p>(中略)</p> <p>第6条 (利用環境、受付期間、受付時間)</p> <p>1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社の<u>エクスプレス予約ホームページ (https://expy.jp/)</u> (以下「当社HP」という。)により周知するものとします。</p> <p>2. 本サービスにより EX-IC 運送契約締結等の申込を受け付ける期間及び時間は、当社が別に定めるところによるものとします。</p>	<p><u>することはできません。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第6条 (利用環境、受付期間、受付時間等)</p> <p>1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社HPにより周知するものとします。</p> <p>2. 本サービスにより EX-IC 運送契約締結等の申込受付期間、<u>受取時間および所要回答時間並びに取り扱う EX-IC 運送契約の運賃等</u>は、当社が別に定めるところによるものとします。</p>
<p>(中略)</p> <p>第8条 (申込及び決済の方法、契約の成立等)</p> <p>1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの <u>Web</u> サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。</p> <p>2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの <u>Web</u> サイト画面への表示または会員情報として登録された電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、当社はカード使用者に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。</p> <p>3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、カード使用者と当社の間で EX-IC 運送契約が成立するものとします。</p> <p>4. EX-IC 運送契約の運賃等は、カード会員規約第3条に定めるハウスカード番号 (以下、「ハウスカード番号」という。) によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる可能額は、カード会員規約に定めるカード番号利用可能枠 (以下、「カード番号利用可能枠」という。) による制限を受けます。また、EX-IC 運送契約の締結可能件数は、エクスプレス予約 HP により周知するものとします。</p> <p>5. 第3項の定めにより EX-IC 運送契約が成立した時点において、EX-IC 運送</p>	<p>(中略)</p> <p>第8条 (申込及び決済の方法、契約の成立等)</p> <p>1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの <u>申込</u> サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。</p> <p><u>※EX-IC 運送契約により大人1名が IC カードで乗車する場合は、カード使用者本人の利用に限ります。</u></p> <p>2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの <u>申込</u> サイト画面への表示または会員情報として登録された電子メールアドレス (以下、単に「<u>電子メールアドレス</u>」という。) への電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、当社はカード使用者に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。</p> <p>3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、カード使用者と当社の間で EX-IC 運送契約が成立するものとします。</p> <p>4. EX-IC 運送契約の運賃等は、カード会員規約第3条に定めるハウスカード番号 (以下、「ハウスカード番号」という。) によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる可能額は、カード会員規約に定めるカード番号利用可能枠 (以下、「カード番号利用可能枠」という。) による制限を受けます。また、EX-IC 運送契約の締結可能件数は、エクスプレス予約 HP により周知するものとします。</p> <p>5. <u>本条</u> 第3項の定めにより EX-IC 運送契約が成立した時点において、EX-IC</p>

契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。

6. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。
7. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、変更、解約等の操作完了後の本サービスの Web サイト画面への表示または会員情報として登録された電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。
8. 前項により、第 4 項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金 もしくは は新たに収受すべき不足金 または 手数料が生じた場合、ハウスカード番号により精算することとします。なお、EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後の EX-IC 運送契約を改めて締結したのち、変更前の EX-IC 運送契約の解約をします。したがって、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を変更できる可能額は、カード番号利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、法人会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。
9. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等の申し込みをした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、当社が別に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」といいます。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第 2 項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、承諾の通知をカスタマーセンターから行うことがあるものと する。

運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。

6. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスの 申込 サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。
7. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、変更、解約等の操作完了後の本サービスの申込サイト画面への表示または電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。
8. 前項により、本条 第 4 項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金 または は新たに収受すべき不足金 もしくは は手数料が生じた場合、ハウスカード番号により精算することとします。なお、EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後の EX-IC 運送契約を改めて締結したのち、変更前の EX-IC 運送契約を解約をします。したがって、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を変更できる可能額は、カード番号利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、法人会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。
9. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等の申し込みをした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、当社が別に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」といいます。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、本条 第 2 項、第 7 項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、承諾の通知をカスタマーセンターから行うことがあるものと します。

10. EX サービス運送約款第 27 条の 2 に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、本条第 3 項および第 9 項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします。この場合、EX-IC 運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、本条第 5 項の定めによらず、乗車日以降に当該のハウスカード番号によって決済手続を行うものとし、併せて決済内容についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC 運送契約の通知を行うものと します。

第9条（契約の締結、変更後の取り扱い）

法人会員またはカード使用者は、本サービスにより締結、変更した EX-IC 運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの [Web](#) サイト上にて確認することができます。

第3章 付帯サービス

第10条（付帯サービス）

当社または提携企業は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下、「付帯サービス」という。）を法人会員またはカード使用者に提供することがあり、法人会員またはカード使用者は、当社または提携会社が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社 HP 上への掲示等の方法により通知します。

第4章 サービスの変更、中断、終了等及び通知方法等に関する定め

第11条（本サービス等の変更、中断、終了等）

1. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス または付帯サービス（以下、総称して「本サービス等」といいます。） の内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。
2. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス 等 の提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」といいます。）を変更することができるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス 等 の一部または全部の提供の中断もしくはカード使用者のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。
 - (1) システム等の保守、点検を行う場合。
 - (2) システム等に障害が発生した場合。
 - (3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合。
 - (4) その他、当社が本サービス等の提供上、必要と判断した場合。

第9条（契約の締結、変更後の取り扱い）

法人会員またはカード使用者は、本サービスにより締結、変更した EX-IC 運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの [申込](#) サイト上にて確認することができます。

(削る)

第3章 サービスの変更、中断、終了等及び通知方法等に関する定め

第10条（本サービス等の変更、中断、終了等）

1. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービスの内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。
2. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービスの提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」といいます。）を変更することができるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービスの一部または全部の提供の中断もしくはカード使用者のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。
 - (1) システム等の保守、点検を行う場合。
 - (2) システム等に障害が発生した場合。
 - (3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合。
 - (4) その他、当社が本サービスの提供上、必要と判断した場合。

4. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス等の一部または全部の提供を終了させることができるものとします。
5. 当社は、前各項の本サービス等の内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第 12 条（通知の方法）

1. 当社から法人会員またはカード使用者への本サービス等の内容及びその取り扱い等に関する通知は、本サービスの Web サイトもしくは当社 HP 上への掲示、会員情報として登録された電子メールアドレスへの電子メールの送信、電話番号への電話連絡、法人会員の所在地への郵便物の送付等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。
2. 前項の通知が本サービスの Web サイトまたは当社 HP 上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。
3. 第 1 項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに会員情報として登録された電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
4. 第 1 項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに法人会員の所在地に宛てた郵便物が当該所在地に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
5. 前 2 項において、会員情報として登録された電子メールアドレスまたは法人会員の所在地が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったことにより、法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第 13 条（例外的扱い）

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第 2 章ないし本章の定めと異なる扱いをすることができるものとします。

4. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービスの一部または全部の提供を終了させることができるものとします。
5. 当社は、前各項の本サービスの内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第 11 条（通知の方法）

1. 当社から法人会員またはカード使用者への本サービスの内容及びその取り扱い等に関する通知は、本サービスの 申込 サイトもしくは当社 HP 上への掲示、電子メールアドレスへの電子メールの送信、電話番号への電話連絡、法人会員の所在地等への郵便物の送付等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。
2. 前項の通知が本サービスの 申込 サイトまたは当社 HP 上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。
3. 本条第 1 項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
4. 本条第 1 項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに法人会員の所在地に宛てた郵便物が当該所在地に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
5. 前 2 項において、電子メールアドレスまたは法人会員の所在地が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったことにより、法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第 12 条（例外的扱い）

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第 2 章ないし本章の定めと異なる扱いをすることができるものとします。

第5章 EX-ICカード

第14条 (EX-ICカードの発行及び効力)

1. 当社は、法人会員に対し、当社が必要と認める種類及び枚数のEX-ICカードを発行し、貸与します。
2. EX-ICカードの所有権は、当社に属し、法人会員は、本規約により使用することが認められたカード使用者への貸与をのぞき、第三者に、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。
3. 法人会員及びカード使用者は、善良なる管理者の注意を持ってEX-ICカード（内蔵するICチップに記録された情報を含む）を使用、管理しなければなりません。
4. カード使用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車する場合であってEX-ICカードにより当社が別に定める駅において入出場するとき、または付帯サービスを利用するときは、常にEX-ICカードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社または提携企業の係員より呈示を求められたときは、速やかにこれを呈示しなければなりません。この呈示がない場合、カード使用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことまたは付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがあります。
5. EX-ICカードは、EX-ICカード表面に記載されたカード使用者以外は使用できません。
6. EX-ICカードには記名式EX-ICカードと非記名式EX-ICカードがあります。
7. EX-ICカードが第三者に使用された場合、法人会員は、承諾したと否とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。
8. 当社は、EX-ICカードに在来線用のICカード乗車券にかかわる機能を付加する場合があります。なお、在来線用のICカード乗車券にかかわる機能に関する取り扱いは、別に定めます。

第15条 (EX-ICカードの有効期限及び更新)

1. EX-ICカードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め法人会員に通知した場合には、EX-ICカードの有効期限を変更することができるものとします。

第4章 EX-ICカード

第13条 (EX-ICカードの発行及び効力)

1. 当社は、法人会員に対し、当社が必要と認める種類及び枚数のEX-ICカードを発行し、貸与します。
2. EX-ICカードの所有権は、当社に属し、法人会員は、本規約により使用することが認められたカード使用者への貸与をのぞき、第三者に、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。
3. 法人会員及びカード使用者は、善良なる管理者の注意を持ってEX-ICカード（内蔵するICチップに記録された情報を含む）を使用、管理しなければなりません。
4. カード使用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車する場合であってEX-ICカードにより当社が別に定める駅において入出場するときは、常にEX-ICカードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社の係員より呈示を求められたときは、速やかにこれを呈示しなければなりません。この呈示がない場合、カード使用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。
5. 記名式 EX-ICカードは、EX-ICカード表面に記載されたカード使用者以外は使用できません。
6. 非記名式EX-ICカードは、法人会員がその使用に伴う一切の責任・債務・負担等を負うことを条件に、法人会員が指定する者（以下「カード指定者」という。）に使用させることができます。この場合、カード指定者は、必要に応じて本規約におけるカード使用者とみなされます。
7. EX-ICカードが第三者に使用された場合、法人会員は、承諾したと否とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。
8. 当社は、EX-ICカードに在来線用のICカード乗車券にかかわる機能を付加する場合があります。なお、在来線用のICカード乗車券にかかわる機能に関する取り扱いは、別に定めます。

第14条 (EX-ICカードの有効期限及び更新)

1. EX-ICカードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め法人会員に通知した場合には、EX-ICカードの有効期限を変更することができるものとします。

2. 前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限前に、当社の都合により EX-IC カードを予告なく交換することがあります。
3. EX-IC カードの有効期限が満了する場合、法人会員から EX-IC カードの更新を希望しない旨の通知がない EX-IC カードについて、当社が引き続き適当と認めるときは、EX-IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自動的に発行します。

第 16 条 (EX-IC カードの返却等)

1. 法人会員、カード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社 または提携企業 は、法人会員またはカード使用者に対し、EX-IC カードの返却を求めないし本サービス等の提供を終了することがあります。なお、次の各号の規定は、EX 予約サービスきっぷの取扱いについても準用します。
 - (1) 本規約に違反した場合。
 - (2) 当社が定める期間内において、1 回も本サービスを利用していない場合。
 - (3) EX-IC カードを 当該カード表面に記載のあるカード使用者 以外の第三者に使用させた場合。
 - (4) EX-IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合。
 - (5) 換金目的による EX-IC 運送契約の締結または付帯サービスの利用等、EX-IC カードの使用状況が適当でないと当社が認めた場合。
 - (6) EX-IC カード本体または内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合。
 - (7) 法人会員が、株式会社ジェーシービーへの約定支払額の支払いを怠った場合等、同社より EX-IC カードの使用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合。
 - (8) EX-IC 運送契約の内容について、当社が別に定める「EX サービス運送約款」または他社が定める約款に重大な違反をした場合もしくは繰り返し違反した場合。
 - (9) 当社から複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合。
 - (10) 第 22 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC 携帯電話機 の登録取消を受けた場合。
 - (11) その他、法人会員またはカード使用者の EX-IC カードの使用が適当でないと当社が認めた場合。

2. 前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限前に、当社の都合により EX-IC カードを予告なく交換することがあります。
3. EX-IC カードの有効期限が満了する場合、法人会員から EX-IC カードの更新を希望しない旨の通知がない EX-IC カードについて、当社が引き続き適当と認めるときは、EX-IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自動的に発行します。

第 15 条 (EX-IC カードの返却等)

1. 法人会員 または カード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社は、法人会員またはカード使用者に対し、EX-IC カードの返却を求めないし本サービスの提供を終了することがあります。なお、次の各号の規定は、EX 予約サービスきっぷの取扱いについても準用します。
 - (1) 本規約に違反した場合
 - (2) 当社が定める期間内において、1 回も本サービスを利用していない場合
 - (3) 記名式 EX-IC カードを 記名人 以外の第三者に使用させた場合
 - (4) EX-IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合
 - (5) 転売、換金等 の目的による EX-IC 運送契約の締結または付帯サービスの利用等、EX-IC カードの使用状況が適当でないと当社が認めた場合
 - (6) EX-IC カード本体または内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合
 - (7) 法人会員が、株式会社ジェーシービーへの約定支払額の支払いを怠った場合等、同社より EX-IC カードの使用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合
 - (8) EX-IC 運送契約の内容について、当社が別に定める EX サービス運送約款または他社が定める約款に重大な違反をした場合もしくは繰り返し違反した場合
 - (9) 当社から複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合
 - (10) 第 19 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより 交通系 IC カード の登録取消を受けた場合
 - (11) その他、法人会員またはカード使用者の EX-IC カードの使用が適当でないと当社が認めた場合

2. 前項により法人会員またはカード使用者が EX-IC カードの返却を求められた場合、カード使用者が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他 EX-IC カードに基づく権利は、無効となります。
3. 法人会員は、法人会員でなくなった場合、速やかに EX-IC カードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。
4. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、EX-IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第 17 条 (EX-IC カードの紛失、盗難及び不正使用)

1. 法人会員またはカード使用者は、EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けるとともに、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。その上、法人会員は当社所定の届出書を当社宛に提出するものとします。
2. 法人会員またはカード使用者の EX-IC カードの使用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 14 条第 7 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとします。
 - (1) 法人会員またはカード使用者の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合。
 - (2) 法人会員またはカード使用者の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合。
 - (3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合。
 - (4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合。
 - (5) 不正使用の際にカード使用者のパスワードが使用された場合。
 - (6) 第 1 項の申し出又は届出書の内容が虚偽である場合。
3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正使用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」といいます。)。防護措置期間経過後に生じた EX-IC カードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第 14 条第 7 項の定めにかかわらず、法人会員は一切の責任・債務・

2. 前項により法人会員またはカード使用者が EX-IC カードの返却を求められた場合、カード使用者が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他 EX-IC カードに基づく権利は、無効となります。
3. 法人会員またはカード使用者は、法人会員またはカード使用者でなくなった場合、速やかに EX-IC カードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。
4. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、EX-IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第 16 条 (EX-IC カードの紛失、盗難及び不正使用)

1. 法人会員またはカード使用者は、EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けるとともに、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。その上、法人会員は当社所定の届出書を当社宛に提出するものとします。
2. 法人会員またはカード使用者の EX-IC カードの使用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 13 条第 7 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとします。
 - (1) 法人会員またはカード使用者の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合
 - (2) 法人会員またはカード使用者の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合
 - (3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合
 - (4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合
 - (5) 不正使用の際にカード使用者のパスワードが使用された場合
 - (6) 前項の申し出または届出書の内容が虚偽である場合
3. 当社は、本条第 1 項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正使用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」といいます。)。防護措置期間経過後に生じた EX-IC カードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第 13 条第 7 項の定めにかかわらず、法人会員は一切の責任・

負担等を負わないものとします。

4. カード会員規約第3条に定める貸与カード（以下、「貸与カード」という。）を紛失し、または盗難に遭った場合、もしくはカード会員規約に定めるカード情報（以下、「カード情報」という。）が漏洩等し、その後、EX-ICカードが第三者により不正使用された場合の補償については、カード会員規約第26条によります。
5. 法人会員またはカード使用者がEX-ICカードを紛失し、または盗難に遭った場合であっても、貸与カードを紛失し、または盗難に遭い、もしくはカード情報が漏洩等していなければ、カード会員規約第26条に定める補償はありません。

第18条（EX-ICカードの再発行）

1. 当社は、法人会員が当社の定める変更手続をすることにより、在来線用のICカード乗車券にかかわる機能の付加その他EX-ICカードの種別を変更して再発行することがあります。
2. 当社は、EX-ICカードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなくEX-ICカード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。
3. 当社は、法人会員がEX-ICカードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-ICカードを再発行します。
4. 前各項のEX-ICカードの再発行の際には、法人会員またはカード使用者は、EX-ICカードを保有していれば、これを当社に返却しなければなりません。ただし、当社が特に認める場合には、当社がEX-ICカードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任においてEX-ICカードを処分させることができるものとします。
5. 法人会員は、第1項または第3項によりEX-ICカードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用はハウスカード番号等により決済するものとします。

第19条（当社の免責事項）

当社は、EX-ICカードの使用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

- (1) カード使用者のEX-ICカードの使用上の誤りにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。

債務・負担等を負わないものとします。

4. カード会員規約第3条に定める貸与カード（以下、「貸与カード」という。）を紛失し、または盗難に遭った場合、もしくはカード会員規約に定めるカード情報（以下、「カード情報」という。）が漏洩等し、その後、EX-ICカードが第三者により不正使用された場合の補償については、カード会員規約第26条によります。
5. 法人会員またはカード使用者がEX-ICカードを紛失し、または盗難に遭った場合であっても、貸与カードを紛失し、または盗難に遭い、もしくはカード情報が漏洩等していなければ、カード会員規約第26条に定める補償はありません。

第17条（EX-ICカードの再発行）

1. 当社は、法人会員が当社の定める変更手続をすることにより、在来線用のICカード乗車券にかかわる機能の付加その他EX-ICカードの種別を変更して再発行することがあります。
2. 当社は、EX-ICカードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなくEX-ICカード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。
3. 当社は、法人会員またはカード使用者がEX-ICカードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-ICカードを再発行します。
4. 前各項のEX-ICカードの再発行の際には、法人会員またはカード使用者は、EX-ICカードを保有していれば、これを当社に返却しなければなりません。ただし、当社が特に認める場合には、当社がEX-ICカードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任においてEX-ICカードを処分させることができるものとします。
5. 法人会員は、本条第1項または第3項によりEX-ICカードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用はハウスカード番号等により決済するものとします。

(削る)

(2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより法人会員、カード利用者または第三者が被った不利益。

(3) エクスプレス・カード (E 予約専用)、エクスプレス予約サービス、EX-IC カードの案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード利用者または第三者の被った不利益。

(4) 当社が第 17 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、法人会員、カード利用者または第三者の被った不利益。

第 6 章 EX-IC 携帯電話機

第 20 条 (EX-IC 携帯電話機)

- EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合に携帯電話機を使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望するカード利用者は、当該入出場に使用する携帯電話機 (ただし、東日本旅客鉄道株式会社 (以下、「JR 東日本」といいます。)) が提供する「モバイル Suica」サービスに登録されたものに限ります。について、当社が別に定める EX-IC 携帯電話機登録手続をするものとします。
- 当社は、前項の登録手続をした携帯電話機のうち、当社が別に定める基準を満たす携帯電話機について、EX-IC 携帯電話機として登録します。
- カード利用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、EX-IC 携帯電話機で当社が別に定める駅において入出場するときは、常に EX-IC 携帯電話機及び EX-IC カードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社の 係員より呈示を求められたときは、速やかにこれらを呈示しなければなりません。この呈示がない場合、カード利用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。
- EX-IC 携帯電話機は、当該電話機の利用者として登録されたカード利用者本人以外は使用できません。
- EX-IC 携帯電話機が第三者に使用された場合、法人会員及びカード利用者

第 5 章 交通系 IC カード

第 18 条 (交通系 IC カード)

- カード利用者またはカード使用者が締結した EX-IC 運送契約に基づき乗車を認めるカード利用者以外の者 (以下「利用者」という。)) が EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車するために交通系 IC カードを使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望する場合、法人会員がその使用に伴う一切の責任・債務・負担等を負うことを条件に、カード利用者は当社が別に定める方法により交通系 IC カードの登録または指定手続をするものとします。
※交通系 IC カードが失効や無効となっている場合は、本サービスを利用できません。
- カード利用者は、記名式の交通系 IC カードを登録する場合、実際に乗車するカード利用者または利用者と同一名義の交通系 IC カードを登録するものとします。
- カード利用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、交通系 IC カードで当社が別に定める駅において入出場するときは、常に IC カードを携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の求めにより、カード利用者は IC カードを、利用者は交通系 IC カードを速やかに呈示しなければなりません。この呈示がない場合、カード利用者 または利用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。
- EX-IC 運送契約締結後、当社が別に定める条件で変更する場合、当社は予約に紐づいた交通系 IC カードの登録または指定情報を自動的に解除することがあり、この場合申込サイト上に表示するものとします。

は、承諾したと否とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。

6. 法人会員またはカード使用者は、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場する場合に必要な通信費用等を、自ら負担するものとします。
7. 法人会員またはカード使用者は、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場するために必要な機器、ソフトウェア、携帯電話事業者との間で締結すべき各種の契約その他全ての環境（以下、「利用環境」といいます。）を、自らの責任と負担において確保し、維持するものとします。なお、利用環境を満たさない EX-IC 携帯電話機で駅において入出場できません。
8. カード使用者は、EX-IC 携帯電話機が、故障、電池切れ、携帯電話網を介した通信状態の不安定等、通常に利用できる状態にない場合、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場できません。

第 21 条（EX-IC 携帯電話機としての登録期限及び更新）

1. EX-IC 携帯電話機としての登録期限は、EX-IC カードの有効期限が満了する日までとします（EX-IC カードの有効期限が更新されると自動的に登録期限も EX-IC カードの有効期限まで延長されます。）。ただし、当社が必要と認め法人会員またはカード使用者に通知した場合には、登録期限を変更することができるものとします。
2. 前項にかかわらず、当社の都合により予告なく EX-IC 携帯電話機としての登録期限を変更することがあります。

第 22 条（EX-IC 携帯電話機の登録取消）

1. 法人会員またはカード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社または提携企業は、会員の EX-IC 携帯電話機としての登録を取り消さないし本サービス等の提供を終了することがあります。
 - (1) 第 16 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC カードの返却を求められた場合。
 - (2) EX-IC 携帯電話機の利用者として登録されたカード使用者本人以外の第三者に EX-IC 携帯電話機を使用させた場合。
 - (3) EX-IC 携帯電話機を不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合。
- (4) EX-IC 携帯電話機に記録された駅における入出場に係る情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合。

5. 交通系 IC カードを申込サイト上で登録または指定可能な時間帯や件数は、当社が別に定めます。

(削る)

(削る)

第 19 条（交通系 IC カードの登録取消）

1. カード使用者または利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または当社指定路線を運営する他社は、事前にカード使用者に通告することなく直ちに交通系 IC カード登録もしくは指定を取り消すまたは本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 第 15 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC カードの返却を求められた場合
 - (2) 記名式交通系 IC カードを記名人以外の第三者に使用させた場合
 - (3) 交通系 IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合
 - (4) 転売、換金目的による EX-IC 運送契約の締結等、交通系 IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合
 - (5) 交通系 IC カードに記録された情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合

<p>(5) その他、カード使用者の <u>EX-IC 携帯電話機</u> の利用が適当でないと当社が認めた場合。</p> <p>2. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、カード使用者の <u>EX-IC 携帯電話機</u> の使用に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。</p> <p><u>第 23 条 (EX-IC 携帯電話機の紛失、盗難)</u></p> <p><u>1. カード使用者が EX-IC 携帯電話機を紛失し、または盗難に遭った場合には、法人会員またはカード使用者はカスタマーセンター等に電話連絡し、EX-IC 携帯電話機の利用停止を申し出るものとします。</u></p> <p><u>2. 法人会員またはカード使用者の EX-IC 携帯電話機の利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 20 条第 5 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとします。</u></p> <p><u>(1) 法人会員またはカード使用者の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合。</u></p> <p><u>(2) 法人会員またはカード使用者の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合。</u></p> <p><u>(3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合。</u></p> <p><u>(4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合。</u></p> <p><u>(5) 不正使用の際にカード使用者のパスワードが使用された場合。</u></p> <p><u>(6) 第 1 項の申し出の内容が虚偽である場合。</u></p> <p><u>3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、防護措置期間内に EX-IC 携帯電話機で駅において入出場することができなくなるように防護措置その他の所定の手続をとるものとします。防護措置期間経過後の EX-IC 携帯電話機による駅における入出場については、前項各号に該当する場合を除き、第 20 条第 5 項の定めにかかわらず、法人会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。</u></p> <p><u>4. 貸与カードを紛失し、または盗難に遭った場合、もしくはカード情報が漏洩等し、その後、EX-IC 携帯電話機が第三者により不正使用された場合の</u></p>	<p><u>(6) カード使用者が複数の交通系 IC カードとして登録手続をし、当社がこれらを登録した場合で、他の交通系 IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合</u></p> <p><u>(7) カード使用者が登録した交通系 IC カード番号が不正確であり、第三者が不利益を被っている場合</u></p> <p>(8) その他、カード使用者の <u>交通系 IC カード</u> の利用が適当でないと当社が認めた場合</p> <p>2. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、カード使用者が <u>登録または指定した交通系 IC カード</u> の使用に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。</p> <p>(削る)</p>
--	--

補償については、カード会員規約第 26 条によります。

5. 法人会員またはカード使用者が EX-IC 携帯電話機を紛失し、または盗難に遭った場合であっても、貸与カードを紛失し、または盗難に遭い、もしくはカード情報が漏洩等していなければ、カード会員規約第 26 条に定める補償はありません。

第 24 条 (EX-IC 携帯電話機の再登録)

カード使用者が EX-IC 携帯電話機の紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再登録手続きを行い、これを当社が認めた場合には、カード使用者は新たな携帯電話機 (ただし、JR 東日本の提供する「モバイル Suica」サービスに登録されたものに限ります。) を EX-IC 携帯電話機として再登録します。

第 25 条 (当社の免責事項)

当社は、EX-IC 携帯電話機の利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

- (1) カード使用者の EX-IC 携帯電話機の使用上の誤りにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (3) エクスプレス・カード (E 予約専用)、エクスプレス予約サービス、EX-IC 携帯電話機の案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (4) 利用環境の変更により、法人会員、カード使用者または第三者が被つ

(削る)

第 20 条 (交通系 IC カードの変更等)

1. カード使用者が、本サービスに交通系 IC カードを追加登録する場合並びに登録または指定した交通系 IC カードを変更する場合は、当社の定める手続きによるものとし、当社がこれを認めた場合に新たな交通系 IC カードで本サービスを利用することができます。
2. EX-IC 運送契約の締結または変更後、前項により交通系 IC カードの登録または指定を変更した場合は、変更後の交通系 IC カードで本サービスを利用するものとします。

第 6 章 その他

第 21 条 (当社の免責事項)

当社は、IC カードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

- (1) カード使用者の IC カードの使用上の誤りにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
- (2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
- (3) EX-IC カード、本サービスの案内冊子および当社 HP 等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
- (4) 利用環境の変更により、法人会員、カード使用者または第三者が被つ

た不利益。

(5) 当社が第 23 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した EX-IC 携帯電話機による駅における入出場 により、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。

(6) JR 東日本の提供する「モバイル Suica」 サービスのメンテナンス、障害等のため、EX-IC 携帯電話機 で駅において入出場ができないことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。

(7) 一部あるいは全部の「モバイル Suica」会員に対して JR 東日本によりなされた各種の措置により、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場ができなくなったことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。

第 7 章 その他

第 26 条（債権譲渡及び債権供担保の禁止）

法人会員 及 ビカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。

第 27 条（相殺禁止）

法人会員 及 ビカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

第 28 条（合意管轄裁判所）

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改定日 令和 2 年 3 月 21 日

た不利益

(5) 当社が第 16 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した 不正使用等 により、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益

(6) 交通系 IC カード のメンテナンス、障害等のため、駅において入出場ができないことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益

(削る)

第 22 条（債権譲渡及び債権供担保の禁止）

法人会員 および ビカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。

第 23 条（相殺禁止）

法人会員 および ビカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

第 24 条（合意管轄裁判所）

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改定日 令和 3 年 3 月 6 日